

## 熊本市西区まちづくり懇話会設置要綱

制定	平成25年	4月	1日	市長決裁
改正	平成28年	4月	1日	区長決裁
改正	平成28年	11月21日		市長決裁
改正	令和2年	8月	3日	区長決裁
改正	令和3年	10月	8日	市長決裁

### (目的及び設置)

第1条 区民の参画によって、西区まちづくりビジョンに基づく、区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について協議を行い、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進するために、西区まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 区民 区民とは、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 西区の区域内に住所を有する者
  - イ 西区の区域内に通勤し、又は通学する者
  - ウ 西区の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
- (2) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。
- (3) 西区まちづくりビジョン 西区のまちづくりを進めるうえでの指針となるもので、区の将来像や特性を生かしたまちづくりの方向性を示すものをいう。
- (4) 区の特性を生かしたまちづくり 西区内のそれぞれの地域の特性を生かしながら、自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、西区を魅力的でより住みよいまちにしていく、社会・経済・文化・環境保全などのソフト的な活動をいう。

### (所掌事務)

第3条 懇話会では、区まちづくりビジョンに基づく、区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について、委員から意見を聴き、又は委員との意見交換を行うものとする。

### (委員)

第4条 懇話会は、委員20人以内とする。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから選定する。
  - (1) 西区自治協議会連絡会議から推薦された者
  - (2) 区民であって懇話会の委員に応募した者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、懇話会の設置目的を達成するために必要と認める者
- 3 委員の任期は、選定された日から同日の属する年度の翌年度3月末日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期については、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(懇話会の開催)

第6条 懇話会を開催するときは、あらかじめ、委員に対し、開催日時及び場所を書面又は電子メール等で通知する。

- 2 前項の規定により通知された開催に参加できない出席者（以下「不参加出席者」という。）が代理人により出席することは、認めないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、不参加出席者が自らの所属団体等の構成員等を出席させることを希望する旨の事前の申出があり、かつ、その出席の必要性、有益性等が認められるときは、当該構成員等を臨時の出席者として出席させることができる。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により臨時の出席者を出席させる場合について準用する。ただし、これらの規定によることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 5 必要があると認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。

(協議事項の選定)

第8条 懇話会は、区民又は区長から提案された区の特性を生かしたまちづくりに関する事項のうちから、協議すべき事項を適切に選定するものとする。

(会議録の決定及び公開)

第9条 会議録は、会長又は副会長の承認を受けることにより決定する。

- 2 前項の規定により決定した会議録は、公開する。

(委員への謝礼金の支払)

第10条 懇話会の委員には出席1回当たり3,000円の謝礼金を支払う。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 承諾書において謝礼金を受け取らない旨の意思表示がされている場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、国、県等の職員であって所属部署の業務として懇話会に出席するものから、謝礼金を受け取らない旨の意思表示があったとき。

(庶務)

第11条 懇話会の庶務は、西区役所総務企画課において処理する。

(委任)

第12条 懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後初回の懇話会については、区長が招集する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。